

No.	号	執筆者等	思い
8	1988年10月号	武田逸英	軍人勅諭、大日本国憲法、教育勅語、先人訓その他で精神を凝結され、治安維持法、新聞紙法、国家総動員法、国防安保法、軍事機密法、不穏文書取締法、軍事資源秘密保護法などの無知とクサリで取り締まられてきた戦前世代の大多数は、批判力も抵抗の精神も育てずにきました。そもそも長い歴史に培われた奴隷的習性。西欧とは異なり市民革命の経験もない。(中略)さて戦後世代はどうでしょうか。敗戦後暫くは、民主化が高揚しましたが、アメリカの…。(機関紙不戦No.8、1988年10月)
8	1988年10月号	石川真澄	私どもはご存知の通り戦争中は少国民と言われ徹底的に軍国教育をたたこまれました。その成果が充分に現れて立派な軍国少年になっていました。国家が総掛かりで、私たちに「神州不滅」などといったものを教えました。しかし、そんなものはインチキであることを、少なくとも一介の中学教師が見破ることのできるインチキ性のものであったということである。(機関紙不戦No.8、1988年10月)
8	1988年10月号	内田喜作	自分自身の判断力を欠いた教育者であってほしくないのです。「君が代」について言えば、たとえば、戦争中センチメンタルな歌をうたわせなかったが、しかしセンチメンタルな歌をうたったからといって、その国民が退廃的になるわけではない。私は、どういふ歌をうたおうとそれが単純に愛国心のある、なし、に関係するとは思わないし、逆に戦争につながるとも思わないわけです。(機関紙不戦No.8、1988年10月)
8	1988年10月号	神津直次	「日の丸」のデザインそのものは、幾何学的図形に過ぎない。それ自体には良い悪いはないはずです。「日の丸」への拒否反応があるとすれば、この旗のもとに行われた悪業をそれが思い起こさせるからだと思います。しかし、別の旗にすればそれで済むのかといえば、そうはいかないでしょう。旗からくる悪業の記憶は消えるかもしれないが、新しい旗のもとで別の悪業が行われれば、事態は変わりません。(機関紙不戦No.8、1988年10月)
8	1988年10月号	福田薫	軍備というものは、し始めるとキリがないし、これで安心という限度がない。いつでも、疑心暗鬼の不安で増強し続けなければいられないものらしい。(中略)丸腰になって、人殺し道具なんか持たなくても、外交で、経済で、文化で、頭脳で、日本防衛は充分できると私は思う。(機関紙不戦No.8、1988年10月)
8	1988年10月号	埜口幸次郎	私の所属する部隊は、東満の図們の山岳陣地で停戦となったが、その後、間もなく「部隊はこの場で解散」との命令がわれわれに伝えられた時には、中隊長は既に山を下っており、兵隊たちは少人数の敗残兵として逃げ廻らねばならなかった。(機関紙不戦No.8、1988年10月)